

30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実にに関する意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところであります。しかし、昨今の教育界は痛ましい事件を含め、いじめ、不登校・登校拒否、小学校低学年からの学級崩壊など、深刻な問題が山積しており、極めて憂慮すべき状況にあります。これらの教育問題を解決するためにも、これまでの教え込む教育から、一人一人の子どもの個性を大切にし、ともに学び合う教育への転換を図るべきであります。そのためにも、30人以下学級の実現をはじめ、多様な学習やきめ細やかな教育が可能となる教職員配置が不可欠であります。

現在、新潟県内では、小学校1・2年生の30人程度学級が実施されていますが、子どもたちだけでなく、保護者、地域の方からも歓迎の声があがっているところであり、小・中学校全学年での実施が望まれております。

しかし、その実施のためには、県予算の大幅な増額を行わなければならない、厳しい新潟県の財政状況を考えれば、県独自に小・中学校全学年での少人数学級実現は難しいと思われまます。

また、食教育の重要性が高まっておりますが、学校栄養職員は複数の兼務校を抱えざるを得ない状況にあり、十分な食教育ができていないという課題があります。さらに、健康教育充実のための養護教諭の複数配置、地域に根ざした教育実現のための学校事務職員の全校配置、読書活動推進のための専任図書館司書教諭の配置も求められております。これらの課題を解決するためには、本来国が義務標準法を改正し、適正に教職員を配置すべきものであります。

よって、政府におかれては、すべての子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望します。

- 1 30人以下学級の実施を柱とする新たな義務標準法を策定すること。
- 2 いじめ・不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために義務標準法を改定するとともに、地域の特性や子どもの発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年7月15日

長岡市議会議長 大 地 正 幸

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣